

注意事項等

1本書は、特別徴収の(個人)の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引して... 2太極枠内を記入し、提出してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。 3異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)」を提出してください。また本書とは別に、翌年の1月31日(土)日曜日の場合は、2月第1月曜日(1月1日)までに給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

6

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 道府県民税 特別徴収

整理番号

給与所得者情報欄: 所在地名(市町村長 令和 年 月 日 提出), 給与支払義務者, 課係氏名, 担当, 担当者内線, 特別徴収番号(5年度, 6年度), 特別徴収番号(5年度, 6年度)

給与所得者情報欄: フリガナ, 氏名, 生年月日, 元号, 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成, 年, 月, 日, 個人番号, 1月1日現在, 異動後, 特別徴収税額(年税額), 徴収済税額(イ), 未徴収税額(ウ), 異動年月日, 異動の事由, 異動後の未徴収税額の徴収方法, 1月1日以降退職時までの給与支払額

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)情報欄: 所在地名, フリガナ, 氏名, 特別徴収指定番号, 担当, 氏名, 電話番号, 月割額, 受給者番号, 納入書の要否, 番号を記入

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入, 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 徴収予定額(ウ)と同額を右欄へ記入, 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入, 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。

市町村処理欄: 入力者, 点検, 5年度, 6年度, 旧特別徴収処理欄

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。